

令和2年9月10日

課名 島根県環境生活部廃棄物対策課

担当者 三島 ・ 大田

電話 0852-22-6790

### 産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）に基づき、下記のとおり産業廃棄物処理業の許可の取消しを行いました。

#### 記

1. 被処分者 有限会社新光産業（島根県大田市仁摩町仁万1304番地1）  
代表取締役 柳 泰穰
2. 処分の内容  
産業廃棄物収集運搬業許可の取消し（許可番号：03200034269）
3. 処分の年月日 令和2年9月10日
4. 処分の理由 被処分者の役員が法第7条第5項第4号ニに規定する欠格要件に該当することが判明した。このことにより被処分者は法第14条第5項第2号ニの欠格要件に該当し、法第14条の3の2第1項第2号の許可取消事由に該当したため。

#### 【参考】

##### 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく行政処分件数（許可取消、停止）

年 度		～H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
産業廃棄物処理業 (特管を含む)	許可取消	58	3	5	5		2	3
	事業停止	26				1		
産業廃棄物処理施設	許可取消	6		2	2			
	使用停止	4						
一般廃棄物処理施設	許可取消	2						
	使用停止	2						

※件数は許可件数で計上。また、今回の許可取消を含む件数。

※過去5年間の行政処分(取消し処分)は廃棄物対策課ホームページで公開しています。

[産業廃棄物処理業者等に対する行政処分情報]

[http://www.pref.shimane.lg.jp/haikibutsu/gyousei\\_syobun.html](http://www.pref.shimane.lg.jp/haikibutsu/gyousei_syobun.html)